

2023年9月29日

## COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2023/9)

## Contents

- I. インボイス制度と独占禁止法上の留意点
- II. 2023年6月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- III. 事務所 News(受賞歴)

## I. インボイス制度と独占禁止法上の留意点

弁護士 中野 雄介 / 弁護士 小坂 惇

## 1. インボイス制度の導入

2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除のための制度として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される。これまでは、免税事業者からの仕入れに係る消費税相当額を含めた仕入税額控除が認められてきたが、インボイス制度の導入後は、発注者が仕入税額控除を受けるためには、原則として、仕入先から登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の一定の事項を記載した適格請求書(インボイス)の交付を受け、保存することが必要となる。

従来より、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えない事業者は、免税事業者として消費税の納税義務の免除を受けることが認められてきた。しかしながら、インボイスを発行するためには適格請求書発行事業者の登録を行う必要があるとされており、免税事業者のままではかかる適格請求書発行事業者の登録を行うことができない。そのため、インボイスを発行するためには、これまで免税事業者であった者も、課税事業者となった上で適格請求書発行事業者の登録を行う必要がある。

このような背景から、インボイス制度の実施に伴い、発注者が仕入先に対して課税事業者への転換を求めたり、課税事業者とならない場合には取引価格の引下げの申入れたりするなどの対応に出るといった事態が生じることが想定されるが、その方法・内容によっては、独占禁止法、下請法その他の法律に照らして問題となる可能性がある。

なお、実際には、免税事業者からの仕入れにつき2023年10月1日以降直ちに一切の仕入税額控除が認められなくなるわけではなく、現行法の仕入税額控除のための要件に準じた要件を充足することを要件として、免

税事業者からの課税仕入れについては、インボイス制度の実施後 3 年間は消費税相当額の 8 割、その後の 3 年間は消費税相当額の 5 割の控除ができるものとされており(以下「本経過措置」という。)、取引価格の設定に当たっては、本経過措置も考慮する必要がある。

## 2. インボイス Q&A

### (1) 概要

インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合の問題点について、公取委の基本的な考え方は、2022 年 1 月(2022 年 3 月最終改正)に公表された「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する Q&A」<sup>1</sup>の Q7 への回答(以下「インボイス Q&A 回答」という。)に記載されている。

インボイス Q&A 回答においては、「取引対価の引下げ」、「商品・役務の成果物の受領拒否、返品」「協賛金等の負担の要請等」「購入・利用強制」「取引の停止」「登録事業者となるような態様等」の 6 つの行為類型ごとに、インボイス制度の実施を契機として免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す場合に、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるかといった点についての考え方が示されている。

独占禁止法上、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあるところ、インボイス Q&A 回答において、独占禁止法との関係では、特に「(取引条件の見直しに当たっては、『優越的地位の濫用』に該当する行為を行わないよう注意が必要」とされている。

なお、当該取引が、下請法にいう親事業者と下請事業者の取引にも該当する場合には、下請法の規制の対象となるほか、建設業を営む者が業として請け負う建設工事の請負契約については、下請法ではなく、建設業法が適用されることとなる。インボイス Q&A 回答においては、これらの法律との関係についても言及がなされている。

以下においては、「登録事業者となるような態様等」のほか、これと併せて問題となりやすい「取引対価の引下げ」に焦点を当てる。

### (2) 登録事業者となるような態様等

インボイス Q&A 回答によれば、「登録事業者となるような態様等」の項において、「課税事業者が、インボイスに対応するために、取引先の免税事業者に対し、課税事業者になるよう要請することがあります。このような要請を行うこと自体は、独占禁止法上問題となるものではありません」としつつ、「課税事業者になるよう要請することにとどまらず、課税事業者にならなければ、取引価格を引き下げるとか、それにも応じなければ取引を打ち切ることにするなどと一方的に通告することは、独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれ」があるとされている。

さらに、インボイス Q&A 回答は、「取引先の免税事業者との間で、取引価格等について再交渉する場合には、免税事業者と十分に協議を行っていただき、仕入側の事業者の都合のみで低い価格を設定する等しないよう、注意する必要」があるとしている。インボイス Q&A 回答の当該部分は、なぜ注意する必要があるかは明示していないが、独占禁止法及び下請法でそれぞれ禁止されている「優越的地位の濫用」及び「買いたたき」に該当するおそれがあるという趣旨と解される。これに照らせば、発注者側においては、「一方的な通告」にとどまり、「十分に協議」がなされていない、などと認定されないよう注意する必要がある。

したがって、登録事業者となるように要請すること自体は独占禁止法上又は下請法上問題となるものではないものの、かかる要請にあたっては、登録事業者とならない場合には取引価格を引き下げるとし、それにも応じなければ取引を打ち切るといった内容を一方的に通告することとまらないように注意する必要がある。また、単に「一

---

1 [https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice\\_qanda.html](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html)

方的に通告する」かどうかという対応の外形にのみ留意するだけでは不十分と考えられ、交渉の内容についても留意すべきことについては、下記(3)を参照されたい。

### (3) 取引対価の引下げ

インボイス Q&A 回答によれば、「取引上優越した地位にある事業者(買手)が、インボイス制度の実施後の免税事業者との取引において、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者に対して取引価格の引下げを要請し、取引価格の再交渉において、仕入税額控除が制限される分について、免税事業者の仕入れや諸経費の支払いに係る消費税の負担をも考慮した上で、双方納得の上で取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、」独占禁止法上問題となるものではないとされている(なお、当該部分に対する注記として、上記 1記載の本経過措置への言及がなされている点には注意を要する。)

もっとも、「再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合」には、優越的地位の濫用(独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号)として問題となるものとされている。

また、インボイス Q&A 回答によれば、下請法の規制の対象となる場合で、事業者が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たらず、下請法で禁止されている下請代金の減額(下請法第 4 条第 1 項第 3 号)として問題となるものとされている。さらに、下請法の規制の対象となる場合で、事業者が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不当に定めたときには、下請法で禁止されている買ったたき(下請法第 4 条第 1 項第 5 号)として問題となるものとされている。

なお、建設業法上の考え方については本稿では割愛する。

以上のとおり、発注者(買手)においては、仕入先に対して、仕入税額控除ができないことを理由として、本経過措置の内容も考慮した上で仕入税額控除が制限される範囲内において、一定の取引価格の引下げを要請し、交渉することは許容されるものの、形式的な再交渉のみを行って、免税事業者における消費税負担分を超えるような取引価格の引下げを行うような場合については、独占禁止法上の優越的地位の濫用や下請法上の買ったたきに該当する可能性があることから、注意を要する。

また、インボイス Q&A 回答によれば、「取引上優越した地位にある事業者(買手)からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、その際、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉が形式的なものにすぎず、著しく低い取引価格を設定した場合」にも優越的地位の濫用(独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号)として問題となるほか、下請法の規制の対象となる場合で、「事業者(買手)からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合」にも、下請法で禁止されている買ったたき(下請法第 4 条第 1 項第 5 号)に該当するものとして問題となるものとされている<sup>2</sup>。

したがって、仕入先が要請に応じて課税事業者となる場合であっても、仕入先が納税義務を負うこととなる消費税分を勘案した取引価格の交渉を行わずに価格を据え置くような場合には、別途、独占禁止法上の優越的地位の濫用や下請法上の買ったたきに該当する可能性があるため、かかる観点からも注意を要する。

---

<sup>2</sup> インボイス Q&A 回答の「取引対価の引下げ」の項目のみならず、「6. 登録事業者となるような従業者等」の項目においても、免税事業者が、当該要請に応じて課税事業者となるに際し、例えば、消費税の適正な転嫁分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置く場合」については独占禁止法上又は下請法上、問題となるおそれがあると記載されている。

### 3. 公取委による注意事例

公取委は、インボイス制度実施の1年半以上前からインボイス Q&A 回答を公表するなど啓発活動を強化しており、また、行政指導である「注意」を相当数行っているようである。このような注意事例を若干検討する。なお、これらの事例が注意で終了しているのは、インボイス制度実施前であって独占禁止法等の違反行為に至らなかったということが最大の理由であると見られる。2023 年 10 月のインボイス制度実施以降は、悪質な大規模な事例を主な対象として、公取委が法執行を行う可能性が高い。

#### (1) 2023 年 5 月公表事例

実際に、2023 年 5 月、公取委は、インボイス制度の実施を契機とした免税事業者との取引に係る取引条件の見直しに関して、イラスト制作業者、農産物加工品製造販売業者、ハンドメイドショップ運営事業者、人材派遣業者、電子漫画配信取次サービス業者の計 5 業態の事業者に対して、独占禁止法の違反につながるおそれのある行為があったものとして、違反行為の未然防止の観点から注意を行っている<sup>3</sup>。具体的には、上記の 5 業態における一部の事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず免税事業者を選択する場合には、消費税相当額を取引価格から引き下げると一方的に通告を行った事例が注意の対象となっている。

公取委は、公表文の中で、「取引上優越した地位にある事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、独占禁止法上問題となるおそれ」があり、また、「下請法上の親事業者が、経過措置により一定の範囲で仕入税額控除が認められているにもかかわらず、取引先の免税事業者である下請事業者に対し、インボイス制度の実施後も課税事業者に転換せず、免税事業者を選択する場合に、消費税相当額を取引価格から引き下げるなど一方的に通告することは、下請法上問題となるおそれ」があるとしている。

上記 1.のとおり、本経過措置の存在により、免税事業者からの課税仕入れであっても、インボイス制度の実施後 3 年間は仕入税額相当額の 8 割、その後の 3 年間は仕入税額相当額の 5 割については引き続き控除が可能とされている。上記の注意事例は、いずれも本経過措置の存在を考慮に入れた場合には、発注者(買手)側において仕入税額控除が制限される範囲(インボイス制度の実施後 3 年間は仕入税額相当額の 2 割、その後の 3 年間は仕入税額相当額の 5 割)を超える取引金額の引下げ<sup>4</sup>をしようとした事例であったことがうかがわれる。もっとも、2023 年 5 月 17 日付け事務総長定例会見記録<sup>5</sup>によれば、当該定例会見において上記の注意事例に関する質問を受けた際に、事務総長は、「免税事業者と課税事業者との関係では、仕入税額控除の問題もありますので、そこはよく協議していただいて、かつ、その協議が形式的なものとならないようにということです。」と述べた上で、「免税事業者の方も仕入れに係る消費税額を負担していますので、その消費税額の負担分を考慮しながら、よく交渉していただくということが大事」とも述べていることから、上記 2.(3)で紹介したインボイス Q&A 回答にも示されているとおり、仮に発注者(買手)側において仕入税額控除が制限される範囲を超えない取引金額の引下げであったとしても、免税事業者における消費税負担分を割り込むような場合には、なお注意を要するものと考えられる。

なお、上記の定例会見記録によれば、2023 年 5 月 17 日時点において、公取委は、上記の注意事例を含め、同様の事案に対して 10 件程度の注意を行っているとのことである。

<sup>3</sup> [https://www.jftc.go.jp/file/invoice\\_chuijirei.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/invoice_chuijirei.pdf)

<sup>4</sup> 2023 年 5 月 17 日付け事務総長定例会見記録によれば、実際には、注意事例のほとんどが、かかる範囲を超えて「消費税相当額全部を取引価格から引き下げると一方的に通告したというケース」であったとされている。

<sup>5</sup> [https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/apr\\_jun/230517.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/2023/apr_jun/230517.html)



## (2) 2023年8月報道事例

報道によれば、たばこ事業法第3条に基づき「原料用国内産葉たばこ」の全量を買取る事業者が、葉たばこの生産農家に一方的に取引価格の引下げを通告したとして、公取委による注意を受けている<sup>6</sup>。事案の詳細は、公取委の公表がないため不明ではあるが、報道を見る限り、葉たばこの生産農家の多くは免税事業者であるとみられ、公取委による2023年5月公表事例と類似の問題状況にあったものと窺われる。また、少なくとも一部の農家に対しては、「免税事業者に該当する農家には、税抜き価格で支払う」といった経過措置を全く考慮しない説明がなされていたように見えるほか、全量買取り義務を負う事業者による事案であったことが特徴的である。

この事例固有のポイントとしては、買手としてのシェアが100%であったことが挙げられ、葉たばこ農家としては、他の買手を探すことができなかつたことが挙げられる。法制度に基づくか否かを問わず、独占ないし高シェアの事業者が、その営む事業にしか用いることのできない原材料等を調達する文脈においては、一般的な場合よりも高度な注意を尽くすことが望ましいと考えられる。

## 4. 独占禁止法に関する相談事例集に掲載された事例(2023年6月公表)

公取委は、毎年、独占禁止法に関する相談であつて、他の事業者等の参考となると考えられる事例(別途取りまとめられている企業結合に関するものを除く。)を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集」として公表している。以下では、2023年6月に公表された2022(令和4)年度の「独占禁止法に関する相談事例集」<sup>7</sup>の中から、インボイス制度の実施を契機とした免税事業者との取引に係る取引条件の見直しに関するものを2件紹介する。

### (1) 農作物の加工事業者を組合員とする協同組合の事例

ある農作物の加工事業者を組合員とする協同組合(当該農作物の流通量のうち約9割を当該農作物の加工事業者の購入が占めており、当該協同組合には日本全国の当該農作物の加工事業者の約9割が加入している。)が存在しており、インボイス制度導入後、当該協同組合の組合員の取引先にはインボイスを発行することができない取引先(以下「免税取引先」という。)が一定程度存在することが予想された。そこで、当該協同組合は、一部の組合員が免税取引先との価格交渉・決定において、仕入税額控除ができなくなった分を組合員自らが負担することとした場合、かかる取扱いが他の組合員との間の価格交渉・決定に波及することを危惧し、当該協同組合の総会において、組合員が免税取引先から当該農作物を仕入れる場合に、購入価格の交渉・決定に当たって消費税相当額を負担しないことを取り決めること(以下、本(1)において「本件取組」という。)を検討したという事例である。

この点、小規模の事業者の相互扶助を目的とするなどの一定の要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合の行為には、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、独占禁止法は適用されないとされている(独占禁止法第22条)。同条の「組合の行為」の意義について、公取委は、組合の共同経済事業とは関係なく、会員の事業活動に制限を課す場合には独占禁止法が適用されるという考え方をこれまでも示している<sup>8</sup>。本件においても、当該協同組合は、同条各号の要件を備えた組合ではあるものの、本件取組は、当該協同組合が共同経済

<sup>6</sup> <https://digital.asahi.com/articles/ASR8T3SJCR8QOXIE00Z.html>

<sup>7</sup> <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/r5/r4nendomokuji/r4soudanjireihontai.pdf>

<sup>8</sup> 「事業者団体の活動に関する主要相談事例」(2002年3月公表・(13)事例75及び76)、「独占禁止法に関する相談事例集」(2013年度・事例13)など。いずれも公取委ウェブサイトから閲覧可能であり、一例として、「事業者団体の活動に関する主要相談事例」(2002年3月公表・(13)事例75)については以下のURLから閲覧可能。

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h14/h14dantaimokuji/h14kumiai/h14dantai75.html>

事業として行う共同購入について定めるものではなく、組合員がそれぞれに実施している当該農作物の購入に当たって、価格等の取引条件を制限するものであるため、同条の組合の行為には該当せず、独占禁止法の適用を受けるとした。

そして、公取委は、事業者団体が、価格の決定等の価格に関する行為を行い、これにより市場における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反し、また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、価格に関する行為は、原則として独占禁止法第 8 条第 4 号の規定に違反すると述べた上で<sup>9</sup>、本件においては、当該農作物を商品範囲とし、また、日本全国を地理的範囲と画定した上で、当該協同組合が、組合員がそれぞれに定めるべき組合員と免税取引先との当該農作物の購入価格等の取引条件について、組合員が消費税相当額を負担しないことを決定するもの、つまり、組合員が免税取引先に支払うべき当該農作物の購入価格から消費税相当額を引き下げて支払うことを当該協同組合が取り決めるものであることから、本件取組は、当該農作物の購入に係る事業者間の競争を制限し、独占禁止法上問題となるおそれがあるとした。

## (2) チケット事業を行う協同組合の事例

ある協同組合が、共通乗車券(以下「チケット」という。)を発行し、当該協同組合の組合員の運送業務の利用者(以下「利用者」という。)が支払いにチケットを用いた場合に、当該利用者との間でチケット利用分の代金の精算をまとめて行い、組合員に対して配分するとともに、組合員からチケット換金手数料として運送代金に一定の率を掛けて得られた額を徴収する事業を行っていたところ、インボイス制度導入後、当該協同組合の組合員には、インボイスを発行することができない組合員(以下「免税組合員」という。)が一部存在することが想定された。インボイス制度導入後、利用者がインボイスを発行することができる組合員(以下「課税組合員」という。)の運送業務を利用した場合には、課税組合員が当該協同組合に対してインボイスを発行することで、当該協同組合は仕入税額控除をすることができ、当該協同組合が課税組合員に支払った運送代金に係る消費税額を課税組合員が納税することとなるのに対して、利用者が免税組合員の運送業務を利用した場合には、免税組合員は当該協同組合に対してインボイスを発行することができず、当該協同組合は仕入税額控除をすることができないため、課税組合員が納税する分の消費税相当額を当該協同組合が納税する必要が生じる状況にあった。そこで、当該協同組合は、チケット換金手数料を徴収するに当たり、課税組合員に対しては、従来のチケット換金手数料とする一方で、免税組合員に対しては、従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない 10%分の金額を徴収すること(以下、本(2)において「本件取組」という。)を検討したという事例である。

この点について、公取委は、事業者団体が、事業者としての性格を併せ持つときに、自ら主体となって事業を行うに際して不公正な取引方法を用いれば独占禁止法第 19 条の規定に違反するとして、本件取組が、①独占禁止法第 2 条第 9 項第 2 号若しくは一般指定第 3 項(差別対価)又は一般指定第 5 項(事業者団体における差別取扱い等)及び②独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号(優越的地位の濫用)に該当しないかを検討した。

まず、①の観点からは、「インボイス制度の仕組みにおける課税事業者か免税事業者の違いによって仕入税額控除が可能となる範囲が異なることに伴うコスト差をチケット換金手数料に反映することは」「正当なコスト差に基づくものであるといえるため、免税組合員を不当に差別的に取り扱うものとは直ちに認められない」と述べつつも、本件取組は、「免税組合員に対しては、課税組合員のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない 10%分の金額を徴収するものであり、正当なコスト差に基づくものとはい

---

<sup>9</sup> 独占禁止法第 8 条第 4 号に違反するものとされた場合と異なり、事業者団体が同条第 1 号に違反するものとされた場合(不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。)、事業者団体の構成事業者が課徴金納付命令の対象となる点に注意を要する(独占禁止法第 8 条の 3、第 7 条の 2 第 1 項参照)。

えず、免税組合員が正当なコスト差を超えた過大な負担を負う」ものであるとして、独占禁止法上問題となるおそれがあるとした。

次に、②の観点からは、当該協同組合が、「免税組合員に対して、インボイス制度導入に伴い一定の範囲を超えて仕入税額控除ができないことを理由に従来のチケット換金手数料の引上げを要請し、免税組合員の仕入れや諸経費の支払に係る消費税の負担を考慮した上で、双方納得の上でチケット換金手数料の水準を設定するのであれば、チケット換金手数料の決定方法として不当とはいえない」と述べつつも、本件取組は、「経過措置があるにもかかわらず、免税組合員に対しては、一方的に、従来のチケット換金手数料に加え消費税相当額として仕入税額控除に係る経過措置を考慮しない 10%分の金額を徴収するもの」であることから、独占禁止法上問題となるおそれがあるとした。

### (3) 小括

上記(1)の事例は、本来であれば各組合員がそれぞれ決定すべき農作物の購入価格を、関連市場の需要者の大部分が加入する協同組合(当該農作物の流通量のうち約 9 割を当該農作物の加工事業者の購入が占めており、当該協同組合には日本全国の当該農作物の加工事業者の 9 割程度が加入している。)が一括して決定するものであることから、要するに購入価格カルテルであって、本質的にはインボイス制度に伴う取引価格の引下げがいかなる範囲で許容されるかといった問題に立ち入ることなく独占禁止法上問題となるおそれがあるとされたものと考えられる。

他方で、上記(2)の事例は、チケット換金手数料に反映させることにより実質的に取引金額の引下げを図ったものであるが、経過措置も考慮に入れた場合には、発注者(買手)側において仕入税額控除ができなくなる部分を超える取引金額の引下げを求めた事例であったことが窺われ、この点において上記 3.の注意事例と共通するものと考えられる。

## 5. 総括

以上のとおり、登録事業者となるように要請すること自体は独占禁止法上又は下請法上問題となるものではないが、かかる要請を行うにあたっては、登録事業者とならない場合には取引価格を引き下げるとし、それにも応じなければ取引を打ち切るといった内容を一方的に通告することとまらないように注意する必要がある。また、免税事業者との間の取引金額の見直しに当たっては、仕入税額控除ができないことを理由として一定の取引価格の引下げを要請することは許容されるが、上記 3.の注意事例や上記 4.(2)の事例のように、本経過措置の内容も考慮した上で仕入税額控除が制限される範囲内を超えるような取引金額の引下げを行った場合、独占禁止法や下請法に照らして問題となるおそれがある。さらに、形式的な再交渉のみを行って、免税事業者における消費税負担分を超えるような取引価格の引下げを行うような場合についても同様に問題となるおそれがあることから、インボイス制度の実施を契機として、免税事業者と取引を行う事業者がその取引条件を見直す事業者においては、これらの点に十分に注意されたい。

## II. 2023年6月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2023年6月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ インボイス制度 独占禁止法・下請法の観点からの留意点  
2023年8月（著：[下尾 裕](#)、[小林 健一](#)） 納税月報（No.909）
  
- ◆ Doing Business In... 2023 – Law & Practice  
2023年7月（著：[原 悦子](#)、[上田 潤一](#)、[下尾 裕](#)、[後藤 未来](#)、[白根 信人](#)、[早瀬 孝広](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
  
- ◆ 'Chambers Global Practice Guides' on Cartels 2023 – Law & Practice  
2023年6月（著：[江崎 滋恒](#)、[ムシス バシリ](#)、[石田 健](#)、[臼杵 善治](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。

以上



### III. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1/Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士がランクインしております。

- ◆ asialaw 2023-2024  
分野の評価: Competition & Antitrust (Outstanding)  
Leading lawyers: (Competition & Antitrust) [中野 雄介](#)  
詳細は[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ The A-List: Japan's Top 100 Lawyers  
Japan's Top 100 lawyers: [中野 雄介](#)  
詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 中野 雄介 ([yusuke.nakano@amt-law.com](mailto:yusuke.nakano@amt-law.com))  
弁護士 小坂 惇 ([jun.kosaka@amt-law.com](mailto:jun.kosaka@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)